

仙台M a a S運営委員会 規約

(名称)

第1条 この会は、仙台M a a S運営委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、仙台の賑わい向上に資するM a a S^{*}（以下「仙台M a a S」という。）の円滑な運営を図るとともに、本取組みを広くPRすることを目的とする。

※公共交通の利用促進とまちの活力向上を図るため、目的地までのルートや移動手段、さらには街なかの飲食店・イベント等の検索・予約・決済に至るまでをスマートフォン等で一括して行える仕組み（MaaS：Mobility as a Service）。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 仙台M a a Sの社会実装に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 仙台M a a Sの運営に係る予算及び決算に関すること。
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 本会の会員は、正会員、準会員及びオブザーバーにより構成する。

- 2 正会員及び準会員は、行政、交通及び商業その他関連分野に携わる地域団体及び市内外の企業により構成し、別表に掲げる団体等とする。
- 3 オブザーバーは、行政機関等により構成し、別表に掲げる団体等とする。
- 4 本会の趣旨に賛同し、参加を希望する団体等については、会長の承認を得て会員とすることができる。
- 5 会費は無料とする。

(会員の役割)

第5条 本会の会員は、自らの専門分野において、第2条の目的を達成するための各種取組みに努める。

- 2 本会の会員は、本会が行う広報活動において、仙台M a a Sの宣伝に努める。

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長は、規約の成立をもって役員に着任するものとする。
 - 3 監事は、会員の中から会長が指名する。
 - 4 本会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、仙台M a a Sの企画、運営、予算執行等、本会の全体を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(総会)

第8条 本会の総会は、会長、副会長、顧問、正会員及びオブザーバーをもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長があたる。
- 4 総会は、規約、事業計画その他の重要事項について審議し、決定または承認する。
- 5 総会において、会長が必要と認める場合、関連分野の専門家の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長並びに会員の中から会長が指名した者をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり、総会に付議すべき事項の原案作成、その他会長が必要と認める事項について審議、議決する。
- 3 役員会は、必要があると認められる場合は、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急性を要する場合は、総会の審議を要する事項について専決処分できる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、次の総会に報告しその承認を求めなければならない。

(経費)

第 11 条 本会の経費は、仙台市負担金、補助金、事業収入及びその他収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 12 条 本会の収支予算は総会で決定し、収支決算は監事の監査を経て会議の承認を受けなければならない。

(会計)

第 13 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(秘密の保持)

第 14 条 本会を通じて知り得た情報のうち、次の各号に掲げる情報について、その取扱いを厳重に行い第三者に漏洩してはならない。

- (1) 総会の会議録及び会議資料
- (2) 他の会員が保有する個人情報及び保有技術等の詳細
- (3) その他総会が指定する情報

2 前項各号に掲げる情報のうち、次の各号に掲げる情報については前項の限りではない。

- (1) 秘匿化処理がなされた情報
- (2) 他の会員が保有する個人情報及び保有技術等の詳細のうち、公表済みである情報及び他の会員の承諾が得られた情報

3 会員は、総会に提供する資料のうち、秘密の保持が必要な情報については、その旨を資料に明記するなどの対策を講じなければならない。

(事務局)

第 15 条 本会の事務局は、仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課に置く。

(補足)

第 16 条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

附則 この規約は、令和2年12月23日から施行する。

附則（令和3年3月17日改正）

この規約は、令和3年3月17日から施行する。

附則（令和3年10月19日改正）

この規約は、令和3年10月19日から施行する。

附則（令和4年9月5日改正）

この規約は、令和4年9月5日から施行する。

附則（令和4年12月1日改正）

この規約は、令和4年12月1日から施行する。

附則（令和5年4月1日改正）

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（順不同）

企業・団体等	会員区分
福島大学経済経営学類 吉田樹准教授	顧問（地域交通政策）
東日本旅客鉄道株式会社	正会員（交通）
仙台空港鉄道株式会社	正会員（交通）
仙台市交通局	正会員（交通）
公益社団法人宮城県バス協会	正会員（交通）
宮城交通株式会社	正会員（交通）
愛子観光バス株式会社	正会員（交通）
株式会社タケヤ交通	正会員（交通）
株式会社ドコモ・バイクシェア	正会員（交通）
一般社団法人宮城県タクシー協会	正会員（交通）
仙台国際空港株式会社	正会員（交通）
損害保険ジャパン株式会社	正会員（交通）
仙台商工会議所	正会員（商業）
みやぎ仙台商工会	正会員（商業）
公益財団法人仙台観光国際協会	正会員（商業）
仙台市中心部商店街活性化協議会	正会員（商業）
一般社団法人国分町街づくりプロジェクト	正会員（商業）
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	正会員（通信）
株式会社河北新報社	正会員（マスメディア）
株式会社ユーメディア	正会員（地域メディア）
仙台Ma a Sシステム運用業務受注者	正会員（システム）
仙台市*	正会員（行政）
宗教法人宮城県護国神社 青葉城資料展示館	準会員（商業）
株式会社仙台天文サービス 仙台市天文台	準会員（商業）
株式会社横浜八景島 仙台うみの杜水族館	準会員（商業）
仙台アンパンマンミュージアム&モール有限責任事業組合	準会員（商業）
株式会社アキウツーリズムファクトリー アキウ舎	準会員（商業）
株式会社仙台秋保醸造所 秋保ワイナリー	準会員（商業）

企業・団体等	会員区分
水戸屋開発株式会社 ホテルニュー水戸屋	準会員（商業）
Karakami Hotels&Resorts 株式会社 秋保グランドホテル	準会員（商業）
株式会社アイコー 秋保リゾートホテルクレセント	準会員（商業）
アキウルミナ協議会	準会員（商業）
国土交通省東北運輸局	オブザーバー（運輸行政）

※プロジェクト推進課、交通政策課、公共交通推進課、地域交通推進課、観光課、自転車交通安全課、商業・雇用支援課、まちのデジタル推進課

別表（第6条関係）

企業・団体等	所属・役職	役員名
仙台商工会議所	専務理事	会長
株式会社河北新報社	営業局長	副会長
仙台市	まちづくり政策局政策企画部長	副会長